

乳幼児用ベッドのSG基準（公開用）

SG Standard for Crib

1. 基準の目的

この基準は、乳幼児用ベッドの安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害の防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、乳幼児用ベッド（主として家庭において出生後 24 月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除く。（以下、「乳幼児用ベッド」という。）に適用する。

3. 安全性品質

乳幼児用ベッドの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 外観、構造及び寸法	1. 乳幼児用ベッドの外観及び構造は、次のとおりとする。 (1) 仕上げは良好で、手足を傷つけるおそれのある割れ、ばり、まくれ、ささくれ等がないこと。 (2) (a) 各部は、ゆるみを生じないように確実に組み立てることができること。 (b) 可動部分は、円滑かつ確実に操作することができること。 (3) 床板は、使用時に容易にはずれないように確実に取り付けることができる構造であること。 (4) 前枠が開閉式又はスライド式のものにあっては、乳幼児が容易にその前枠を開き又は下げることができない構造であること。 (5) キャスターを有するものにあっては、可動防止のための措置を講じていること。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(6) アクセサリーは、〇〇〇N の力で引っ張ったとき、異状が生じないよう取り付けられていること。 (7) 床板の上面（乳幼児がつかまり立ちできるようになった後（概ね出生後 5 月以上）は床板の高さを容易に下げることができる構造のものであってその旨の表示を見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しているもの）にあっては、当該表示において定めるところにより床板の高さを下げた後の床板の上面とし、この項 (9) 及び (12) において同じ。）から 〇cm の高さまでの範囲に、横さん等に足をかけることができる構造物がないこと。 ただし、乳幼児がつかまり立ちができるようになった後（概ね出生後 5 月以上）は床板を外して使用する旨を見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しているもの（以下「サークル兼用ベッド」という。）にあってはこの限りでない。 (8) 組子間及び組子と支柱間の間隔は 〇mm 以下であること。 (9) 床板の上面から上さんまでの高さは、〇cm（サークル兼用ベッドにあっては、〇cm）以上であること。 (10) スライド式の前枠の上下のさんの両端と左右の妻枠支柱との隙間は、〇mm 以下であること。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
2. 強度	(11) 枠にネットを張っているもの にあつては、ネットの目は、直径 ○mm の円板が通らない大きさで あること。 (12) 支柱の上端の形状は、乳幼児の 衣服のひも等が引っかからない ものであり、かつ、上さんから 15mm を超えて突き出していない ものであること。 ただし、床板の上面から支柱の 上端までの高さが○mm 以上であ るものにあつては、この限りでは ない。 2. 強度については、次のとおりとす る。 (1) 床板の中央部に○cm の高さか ら質量○kg の砂袋を連続して 250 回落下させたとき、各部に 異状が生じないこと。 (2) 前枠、後枠及び妻枠の上さん中 央部にそれぞれ○○○N の力を 加えたとき、各部に異状がない こと。 (3) 組子の中央部を○○○N の力で 引っ張ったとき、組み子が外れ る等の異状が生じないこと。 (4) 前枠、後枠及び妻枠の上さん 中央部を○○○N の力で引っ張 ったとき、各部に異状がないこ と。 (5) 床板前縁の中央部に○○○N の 力を○分間連続して加えたとき、 各部に異状がないこと。 (6) 枠にネット又は板を張ってい	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
3. 材料	るものにあつては、そのネット又は板の中央部に〇〇〇N の力を加えたとき、ネット又は板の破損等の異状が生じないこと。 (7) 妻枠の上さん中央部の外側面に〇〇〇の力を〇〇回交互に繰り返し加えたときにおける妻枠の上さん中央部の変位量は〇mm 以下で、各部に異状が生じないこと。 (8) 前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部の内側面にそれぞれ質量〇〇kg の砂袋により衝撃を加えたとき、各部に異状が生じないこと。 (9) 前枠で囲まれた面、後枠で囲まれた面及び妻枠で囲まれた面のうち、床板の上面から〇cm の高さまでの部分は、堅固な構造であること。	
	3. 乳幼児用ベッドの材料は、次のとおりとする。 (1) 合成樹脂製品及び合成樹脂塗料を使用した部品は、乳幼児に有害な影響を与えないものであること。 (2) 枠に布等の繊維製品を使用したものは、乳幼児に有害な影響を与えないものであること。	

4. 表示及び取扱説明書

乳幼児用ベッドの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。 ただし、(2)を除く項目については、前枠又は妻枠の外面の見やすい箇所に表示すること。 (1) 消費生活用製品安全法（昭和 48 年 6 月 6 日法律第 31 号）の届出事業者名又はその略号（経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標に限る） (2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号 (3) 幼児用ベッドは出生後 24 月以内の乳幼児が使用する旨。 (4) 支柱に乳幼児の衣服のひも等が引っ掛かることがないように注意すべき旨 (5) 止め金具及びねじ類の取り付けが確実であることを点検すべき旨。 (6) 前枠で囲まれた面、後枠で囲まれた面及び妻枠で囲まれた面との間に隙間のないマットレス又は敷布団等を使用すべき旨。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(7) 前枠が開閉式又はスライド式のベッドにあっては、使用を終えたら、前枠を所定の位置に固定する旨及び図1。 図 1 (8) 床板の位置を変更できるベッドにあっては、つかまり立ちができるようになった乳幼児（概ね出生後5月以上）の睡眠又は保育に使用する場合には、床板を最低の位置に置いて使用すべき旨及び図2。 つかまり立ちした後 (概ね 5ヶ月以上) 図 2 (9) 乳幼児がつかまり立ちできるようになったら（概ね出生後5月以上）、足がかりとなる物をベッドの中に入れない旨。 (10) マットレス又は敷布団等を使用する際には、乳幼児が容易に枠を乗り越えて落下する高さとならないよう注意すべき旨。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
2. 取扱説明書	2. 製品には次に示す趣旨の取扱上の注意事項を明示した取扱説明書を添付し、製品本体にも2(3)使用上の注意(a)及び(b)の趣旨を明示すること。 なお、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。ただし、(2)、(3)、(4)及び(5)が製品に容易に消えない方法により表示しているものは、(1)を省略してもよい。 (1) 取扱説明書は必ず読み、読んだ後は保管すること。 (2) 組立式のものは、その組立要領及び注意。 (3) 使用上の注意 (a) 乳幼児用ベッドは出生後 24 月以内の乳幼児が使用するものであり、サークル兼用ベッドにあっては、乳幼児がつかまり立ちできるようになったら(概ね出生後5月以上)、床板を外して使用すること。 (b) 床板の高さが調節式の乳幼児用ベッドにあっては、乳幼児がつかまり立ちできるようになったら(概ね出生後5月以上)、床板上面から上さんまでの高さが〇cm 以上になるように調節すること。 (c) 開閉式又はスライド式にあっては、使用を終えたら、前枠を所定の位置に必ず固定すること。 (d) 可動防止装置付きキャスターを有するものにあっては、キャスター使用時に固定すること。 (e) 敷布団類は、枠との間に隙間を生じないもので、適度な硬さを有するものを使用すること。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(f) 乳幼児用ベッドの外側及び内側には、乳幼児が足をかけるようなものを置かないこと。 (g) 設置場所は水平、平たんで、ストーブ等危険物の付近で使用しないこと。 (h) ひも類等の危険なものを取り付けないこと。 (i) 枠に腰掛けたり、ぶら下がったり、揺さぶったりしないこと。 (j) 破損、故障等した状態で使用しないこと。 (k) 同時に二人以上で使用しないこと。 (l) 乳幼児の頭幅がさんの組み子間及び組み子と支柱の間隔より小さい場合は、十分注意して使用すること。 (4) S Gマーク制度は、乳幼児用ベッドの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。 また、補償制度の対象となるのは、乳幼児用ベッド本体だけであり、マットレス、ふとん等が付いている場合は、それらは対象外となること。 (5) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称及び住所並びに電話番号。	